

事 故 処 理 基 準

平成 18 年 10 月 1 日

最終改訂 令和 7 年 4 月 1 日

周 防 大 島 町

目 次

第 1 章	総則
第 2 章	事故発生時の通報
第 3 章	事故の処理等

第1章 総 則

(目的)

第1条 この事故処理基準は、周防大島町（以下「本町」という。）の運航中の船舶に係る事故等の処理に関し、安全管理規程の運用上の事故処理基準を明確にすることにより、事故等処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保と損害の局限を図るとともに、事故等の原因等を究明し、将来の船舶の運航の安全に資することを目的とする。

(事故等の範囲)

第2条 本事故処理基準において、「事故」とは、本町の運航中の船舶に係る以下（１）～（４）に掲げる事象をいい、「事故等」とは、「事故」及び（５）の事態（以下「インシデント」という。）をいう。

- （１）旅客、乗組員又はその他の乗船者の死亡、行方不明、負傷若しくは疾病又はその他人身事故（以下「人身事故」という。）
- （２）衝突、乗り揚げ、火災、浸水、漂流、行方不明、機関停止等重大な機関故障又はその他救助を必要とする船舶の海難事故
- （３）航路の障害、港湾施設の損傷又は荒天による運航の阻害
- （４）強取（乗っ取り）、殺人、傷害又は暴行、脅迫等の不法行為による運航の阻害
- （５）前記（１）～（３）の事象に至るおそれの大きかった事態

(軽微な事故への運用)

第3条 本事故処理基準は必要に応じ、前条に定める事故以外の本町の運航中の船舶に係る事故に準用するものとする。

第2章 事故発生時の通報

(非常連絡)

第4条 船長は、事故の状況を関係機関等へ連絡するにあたっては速報を旨とし、判明したものから逐次追報することにより次条の項目を網羅するよう心がけなければならない。

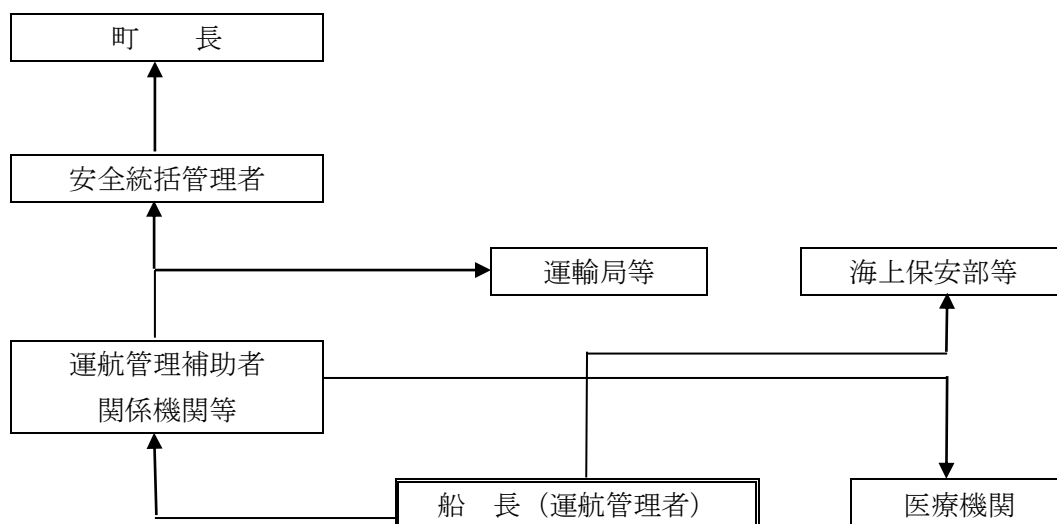
2 船長の海上保安官署等への連絡は、初動時は「118番」による。以後、別表「官公署連絡表」により最寄りの海上保安官署等に行うものとする。

3 関係機関等は事故が発生したときは、速やかに、事故の状況について判明したものから逐次電話（FAXを含む）又は口頭で運輸局等に報告するものとする。インシデントが発生したときは、被害発生にまで及ばないことを見極めた上、後日資料化するものとするが、同種事案が再発する可能性が高い場合は、遅滞なく、その状況を運輸局等に報告するものとする。非常連絡事項を記載した報告様式（FAX用紙）を関係機関に備え置くものとする。

4 非常連絡は、原則として、次表によるものとする。ただし、事故の内容によっては、運航管理者の判断で運輸局等及び海上保安部等を除き連絡すべき範囲を限定することが

できる。

非常連絡表



（非常連絡事項）

第5条 事故が発生した場合の連絡は、原則として、次の区分により行うものとする。

（1）全事故等に共通する事項

1. 船名
2. 日時
3. 場所
4. 事故等の種類
5. 死傷者の有無
6. 救助の要否
7. 当時の気象・海象

（2）事故等の態様による事項

事故等の種類		連絡事項
a	衝突	1. 衝突の状況（衝突時の両船の針路、速力等又は岸壁等への接近状況） 2. 船体、機器等の損傷状況 3. 浸水の有無（あるときはd項） 4. 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置） 5. 自力航行の可否 6. 相手船の船種、船名、総トン数、船主、船長名（できれば住所、連絡先等）－船舶衝突の場合 7. 相手船の状況（船体損傷の状況、死傷者の有無、救助の要否等）－船舶衝突の場合
b	乗り揚げ	1. 乗り揚げの状況（乗り揚げ時の針路、速力、海底との接触箇所、船体傾斜、吃水の変化、陸岸との関係等）

		2. 船体周囲の水深、底質及び付近の状況 3. 潮汐の状況、船体に及ぼす風潮及び波浪の影響 4. 船体、機器の損傷状況 5. 浸水の有無（あるときはd） 6. 離礁の見通し及び陸上からの救助の可否 7. 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
c	火災	1. 出火場所及び火災の状況 2. 出火原因 3. 船体、機器等の損傷状況 4. 消火作業の状況 5. 消火の見通し
d	浸水	1. 浸水箇所及び浸水の原因 2. 浸水量及びその増減の程度 3. 船体、機器等の損傷状況 4. 浸水防止作業の状況 5. 船体に及ぼす風浪の影響 6. 浸水防止の見通し 7. 流出油の有無（あるときはその程度及び防除措置）
e	強取、殺人、 傷害、暴行等 の不法行為	1. 事件の種類 2. 事件発生の端緒及び経緯 3. 被害者の氏名、被害状況等 4. 被疑者の人数、氏名等 5. 被疑者が凶器を所持している場合はその種類、 数量等 6. 措置状況
f	人身事故（行方不 明を除く）	1. 事故発生の状況 2. 死傷者数又は疾病者数 3. 発生原因 4. 負傷又は疾病の程度 5. 応急手当の状況 6. 緊急下船措置の必要の有無
g	旅客、乗組員等の 行方不明	1. 行方不明が判明した時刻及び場所 2. 行方不明の時刻及び理由（推定） 3. 行方不明者の氏名等 4. 行方不明者の遺留品等
h	その他の事故	1. 事故の状況 2. 事故の原因 3. 措置状況

i	インシデント	1. インシデントの状況 2. インシデントの原因 3. 措置状況
---	--------	---

第3章 事故の処理等

(船長のとるべき措置)

第6条 事故が発生したときに、旅客の安全、船体等の保全のために船長が講ずべき必要な措置は概ね次のとおりである。

(1) 海難事故の場合

1. 損傷状況の把握及び事故局限の可否の検討
2. 人身事故に対する早急な救護
3. 連絡方法の確立（船内・船外）
4. 旅客への正確な情報の提供及び状況に即した適切な誘導
5. 二次災害及び被害拡大を防止するための適切な作業の実施

(2) 不法事件の場合

1. 被害者に対する早急な救護
2. 不法行為者の隔離又は監視
3. 連絡方法の確立（船内・船外）
4. 旅客に対する現状及び措置状況の周知と旅客の軽率な行為の禁止
5. 不法行為が継続している場合、中止を求める不法行為者への説得

(運航管理者のとるべき措置)

第7条 運航管理者は、通常連絡、入港連絡等の船舶からの連絡が異常に遅延している場合、又は連絡なしに入港が異常に遅延している場合は、遅滞なく船舶の動静把握のために必要な措置を講じなければならない。

2 運航管理者は、前項の措置を講じたにもかかわらず、船舶の動静を把握できないときは、直ちに関係海上保安官署等に連絡するとともに、第4条（非常連絡）に従って、関係者に通報しなければならない。

3 事故の発生を知ったとき又は船舶の動静が把握できないときに、運航管理者がとるべき必要な措置は概ね次のとおりである。

- (1) 事故の実態把握及び救護に必要な情報の収集及び分析
- (2) 海上保安官署への救助要請
- (3) 行方不明者の搜索又は本船の救助のための救助船等の手配
- (4) 必要人員の派遣及び必要物資の補給等
- (5) 船長に対する必要事項の連絡及び助言
- (6) 医師、病院、宿舍の手配等の旅客の救護のための措置
- (7) 乗船客の氏名の確認及びその連絡先への通知

(事故処理組織)

第8条 事故処理の組織、編成及び職務は次表のとおりとする。

		職務
本部長（町長） 副本部長（副町長） 本部長付（産業建設環境部長）	支所本部長（総合支所長） 同上副本部長（総合支所地域窓口班長）	総指揮
安全統括管理者、運航管理者		総指揮補佐又は総指揮
救難対策部（本所） 部長（地域交通課長） 部員（地域交通課員）	救難対策部（支所） 部長（総合支所地域窓口班長） 部員（総合支所員及び出張所員）	事故の実態の把握、事故関係情報の収集、船舶及び関係機関との連絡、救難の実施、その他救難に必要な事項に関すること。
旅客対策部（本所） 部長（地域交通課長） 部員（地域交通課員）	旅客対策部（支所） 部長（総合支所地域窓口班長） 部員（総合支所員及び出張所員）	旅客及び被災者の把握、被災者の救護、欠航便の旅客処理その他旅客対策に関すること。
庶務対策部（本所） 部長（総務課長） 部員（総務課員）	庶務対策部（支所） 部長（総合支所地域窓口班長） 部員（総合支所員及び出張所員）	被災者の近親者への連絡及び世話、報道関係者の応待（発表を除く。）、救援関係物資の調達・補給、その他庶務に関すること。

（医療救護の連絡等）

第9条 船長は、船内に医療救護を必要とする事態が発生したときは、乗船者に医師がいる場合にはその医師に協力を要請することとし、不在の場合であって急を要すると認められるとき又は患者からの要請があったときは別表「緊急時連絡表」により、最寄りの医師と連絡をとり、その指示のもとに適切な措置を講じなければならない。船長から連絡を受けた運航管理者は、船長の措置を援助し、又は当該措置を引き継ぐものとする。

（現場の保存）

第10条 船長及び運航管理者は、事故の処理後、関係海上保安官署等と連絡をとりつつ、運航に支障のない限り事故の原因の調査を行うとともに、事件の捜査の対象となる場所及び物品の保存に努めなければならない。

（事故調査委員会）

第11条 事故調査委員会の組織及び編成は、原則として次の通りとする。

事故調査委員会

組織及び編成	職 名
委員長	周防大島町長
副委員長	地域交通課長
〃	久賀総合支所長
〃	橘総合支所長
〃	東和総合支所長
委員	運航管理者（久賀～前島航路）
〃	運航管理補助者（ 〃 ）

〃	運航管理補助者（ 〃 ）
〃	運航管理者（樽見～日前航路）
〃	運航管理補助者（ 〃 ）
〃	運航管理補助者（ 〃 ）
〃	運航管理者（伊保田～情島航路）
〃	運航管理補助者（ 〃 ）
〃	運航管理者（小松～笠佐航路）
〃	運航管理補助者（ 〃 ）

附 則

この基準は、平成 18 年 10 月 1 日より実施する。

附 則

この基準は、平成 19 年 7 月 20 日より実施する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この基準は、平成 22 年 4 月 1 日より実施する。

附 則

この基準は、平成 30 年 10 月 1 日より実施する。

附 則

この基準は、令和 4 年 12 月 1 日より実施する。

附 則

この基準は、令和 7 年 4 月 1 日より実施する。

別表

緊急時連絡表

令和7年4月1日

連絡先	
関係行政機関	中国運輸局（運航労務監理官）
	中国運輸局山口運輸支局
	第六管区海上保安本部
	柳井海上保安署
	柳井警察署周防大島幹部交番
	柳井地区広域消防組合柳井消防署
医療機関	大島病院
	野村医院
	おげんきクリニック
	東和病院
	川口医院
	しまかぜ在宅支援診療所
	正木医院
	橘医院
	山中クリニック
	安本医院
	周東総合病院
その他	岩国医療センター
	周防大島町（地域交通課）
	周防大島町（久賀総合支所）
	周防大島町（橘総合支所）
	周防大島町（〃日良居出張所）
	周防大島町（東和総合支所）